

新潟市議会基本条例制定後の新潟市議会における議会改革の主な取り組み状況

年 月	内 容
平成23年 3月	<p>○新潟市議会基本条例の制定</p> <p>平成23年2月定例会最終日（平成23年3月22日）に「新潟市議会基本条例の制定について」の採決を行い、賛成多数で可決した。（条例施行日：平成23年4月1日）</p>
平成23年 5月	<p>○正副議長選挙に係る所信表明会の開催</p> <p>議会基本条例第14条第2項に「議長及び副議長の選出に当たっては、その過程を明らかにしなければなりません」と規定していることから、市議会議員選挙後の正副議長選挙が行われる5月臨時会初日の前日に、「正副議長選挙に係る所信表明会」を開催した。</p>
平成23年 7月	<p>○議会改革推進会議を設置</p> <p>議会基本条例第6条に規定する不断の改革に取り組むための推進組織として「議会改革推進会議」を設置した。この会議は、委員長に議会運営委員長が就き、各会派から選出された委員で構成され、議会改革について検討を行っている。</p>
平成23年 9月	<p>○「新潟市基本構想」を議決事件に追加するため、「新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例」を改正</p> <p>平成23年4月に地方自治法の一部改正案が可決され、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置として市町村における基本構想が議会における議決の義務付けの対象から除かれた。</p> <p>しかし、基本構想は、市における総合的かつ計画的な運営を図るための最も基本的な計画であることから、その重要性にかんがみ、条例において議会の議決に付すべき事項として規定した。（条例施行日：平成23年9月14日）</p>
平成23年12月	<p>○一般質問に一問一答方式などを導入</p> <p>平成23年12月定例会から、議会基本条例第18条第2項に基づき、一般質問の質問方式を、従来の一括質問一括答弁方式に加え、一問一答方式、分割質問方式の3方式から質問者が質問通告時に選択して質問することにした。</p> <p>併せて、一問一答方式などの導入に伴い、議場に対面演壇を設置し、一般質問の人数制限を撤廃した。</p> <p>○会議出席に伴う費用弁償の廃止</p> <p>議員が議会の招集に応じたときなどに支給される費用弁償（議員の住居から議事堂までの距離区分に応じた金額1,000円～3,000円）について、議会改革をさらに推進するため、費用弁償を廃止することとし、「新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正を行った。（条例施行日：平成24年1月1日）</p>

年 月	内 容
平成24年 2月	<p>○新規事業概要調書の提出 2月定例会における当初予算審議の充実を図るため、新たに「新規事業概要調書」の提出を求め審議資料とした。</p> <p>○新年度議案勉強会の開催 一般質問に一問一答方式などを導入したことから、これまで2月定例会の全員協議会で行っていた、議案総括説明に対する質疑（一問一答）を廃止し、その代替として予算に関する目的や決定の過程などについて質問することができる「新年度議案勉強会」を実施した。</p> <p>○2月定例会の日程の見直し 「新年度議案勉強会」の実施に伴い2月定例会の日程の見直しを行い、常任委員会の審査の充実を図るため、廃止した議案総括説明に対する質疑（一問一答）の日程の3日間（休会日1日含む）の内、1日を常任委員会の審査日に充て、残りの2日は日程を詰め、会期を繰り上げることにした。</p>
平成24年 5月	<p>○議会報告会の開催 議会基本条例第8条第5項に規定する「議会報告会」を、全議員が8区に分かれて、第1部が議会報告、第2部が意見交換の2部構成で開催した。（これまで計5回開催）</p>
平成24年 6月	<p>○委員長報告（意見・要望）のあり方について確認 常任委員会の委員長報告における意見・要望のあり方について、「委員長報告についてはなるべく簡素化を図る。各会派はその旨を考慮して意見・要望を行うよう努める。」などを確認した。</p> <p>○議会ホームページのリニューアル 新潟市のホームページのリニューアル（ユニバーサルデザインに対応するため）に合わせ、議会ホームページについてもリニューアルを行い、音声読み上げ機能や文字の拡大機能も利用できるようになった。</p>
平成24年 9月	<p>○委員会審査における所管事務説明の見直し 定例会では提案された議案を審議することになりますので、新潟市議会では、市政に関して必要な事項については、議案以外でも所管事務説明という形式で執行部から説明を受けることができるようになっている。その所管事務の説明を求める場合は、原則、委員会初日の前日（休日は含めない）正午までに委員長に申し出ることになっていたが、それに加え、その後の状況変化などで所管事務説明を求める事項が生じた場合は、一般質問最終日の午前10時までに申し出ることができるようにした。</p>

年 月	内 容
平成24年12月	<p>○委員会審査資料の事前配付 委員会審査に使用する資料は審査当日に執行部から議会へ提出されていたが、委員会審査の充実を図るため、資料の提出については、原則、各審査日の2日前(土・日を含まず)の正午までに事務局に提出し、1日前(土・日を含まず)の午前中までに各議員に事前配付することにした。</p> <p>○一般質問の人数の割り振りの事前確認 一般質問の人数の割り振りは、一般質問初日の議会運営委員会で決定してきたが、傍聴者へ早目に周知する観点から、事前に定例会初日の議会運営委員協議会で協議することにした。</p>
平成25年 2月	<p>○議員間討議を実施 議会基本条例第16条の「議員間討議」の規定に基づき、請願・陳情の審査で、原則、継続審査となっている案件について議員間討議を実施することとし、平成25年2月定例会から導入した。</p> <p>○特別委員会のあり方を確認 議会基本条例第17条第3項に規定する、特別委員会のあり方について、次のとおり再確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会は、議会基本条例第17条第3項に基づき、設置、改組、廃止するものとする。 ・特別委員会は、定例会中の開催に限らず、必要に応じて閉会中も開催し、付議事項の調査研究を行うものとする。 ・特別委員会の調査研究の成果は、本会議における中間報告や最終報告にとどまらず、執行部に対する政策提案につなげていけるよう、積極的に調査研究を行うものとする。
平成25年 5月	<p>○議場に答弁台及び答弁マイクを設置 一般質問の一問一答方式などの導入に伴い、登壇・着座までの時間を短縮するため、答弁台2台を設置し、答弁待機席3カ所も含め、答弁用マイク5本を新設した。</p>
平成25年 9月	<p>○一般質問要旨のホームページへの掲載の前倒し 一般質問要旨は一般質問初日の議会運営委員会において内容を確定してからホームページに掲載してきたが、議会情報の速やかな発信を行うことを目的に、確定前に暫定版を掲載することにした。</p> <p>○議員定数を56人から51人に削減 平成25年9月定例会において、議員定数に関する議員議案3案が提出され、採決の結果、現行の議員定数56人を次の一般選挙から51人(5減)とする議案を賛成多数で可決した。</p> <p>※提出された3案：①48人(8人減) ②56人(現状維持で各区の人口による議員定数の割り振りの変更) ③51人(5人減)</p>

年 月	内 容
平成25年10月	<p>○決算特別委員会の実施方法の変更</p> <p>決算審査の充実を図るため、これまで、議員定数の1/2（議長及び監査委員2人を除く）をもって設置していた決算特別委員会を、平成24年度分の決算審査から、全議員（議長及び監査委員2人を除く）参加により設置することにした。併せて、分科会の数も2分科会から常任委員会の数に合わせて4分科会とした。</p>
平成25年11月	<p>○委員会における採決は、態度を明確にして行う</p> <p>委員会における採決時には、態度（可決・否決・継続審査等）の理由を明確に述べることを確認した。（ただし、他の会派等と同じ趣旨であれば述べる必要はない。）</p>
平成26年 2月	<p>○2月定例会の日程の見直し</p> <p>平成26年2月定例会から、定例会初日に新年度議案の提案理由説明の日程を繰り上げて、現年度議案の提案理由説明と併せて行い、代表質問通告を市長の提案理由説明後に行うことにした。</p> <p>○総合計画特別委員会の設置</p> <p>平成26年2月定例会において、次期総合計画（平成27年度から平成34年度までの8年間）について、議会としても調査研究を行うために、議長を除く全議員による総合計画特別委員会を設置した。</p>
平成26年 6月	<p>○委員長報告の意見・要望に対する執行部の対応について回答を求める</p> <p>議会では常任委員会の審査において、慎重審査の上、議案等の採決を行っていますが、本会議における委員長報告の意見・要望に対する執行部の対応について、議会の議決責任をより果たすため、必要に応じて、回答を求めることができることとし、平成26年6月定例会から実施した。</p>